社会保障を学ぶ上で

Ⅰ　社会保障制度の目的

Ⅱ　少子高齢化の影響

Ⅲ　社会保障の理念・哲学

Ⅳ　思考実験（日本が百人の村だったら）

（社会保障を学ぶ意義）

2026年6月25日
静岡県立大学　外部講師
年金数理人　久保知行

© 久保知行　2026

Ⅰ　社会保障制度の目的

＜社会保障とは＞

望ましくないことが発生する可能性のことをリスクという。

私たちの人生には、自分や家族の病気、障害、失業、死亡など様々なリスクが潜んでおり、自立した生活が困難になるリスクを抱えている。

健康で長生きすることは望ましいことであるが、誰にも自分の寿命はわからないため、老後の生活費が不足するリスクもある。また、将来の経済状況や社会状況の中には予測することが不可能な領域もある。

このような、個人の力だけでは備えることに限界がある生活上のリスクに対して、幾世代にもわたる社会全体で助け合い、支えようとする仕組みが社会保障制度である。

＜出所：厚生労働省「社会保障テキスト」＞

© 久保知行　2026

＜社会保障のあり方＞

ゆりかごから墓場まで

“From the Cradle to the Grave”

「ゆりかごから墓場まで」は、第二次世界大戦後の英国における社会保障政策のスローガン

これは、国民の生活を生涯にわたって支える社会保障制度のあり方を分かりやすく譬えた言葉で、
日本を含めた各国の社会保障政策の指針となった。

＜出所:「厚生労働白書（平成24年版）」第3章第1節コラム＞

ⓒ 久保知行 2026

＜社会保障の定義＞

日本国憲法第25条（生存権保障）

第1項　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第2項　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

社会保障制度審議会1950年「社会保障制度に関する勧告」

「疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もって全ての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」

社会保障制度審議会1993年「社会保障将来像委員会第一次報告」

「国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民にすこやかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行うもの」

＜出所：「厚生労働白書（平成29年版）」第１章第１節＞

© 久保知行　2026

＜社会保障の目的と機能＞

目的の変化
「最低限度の生活の保障」
↓
「広く国民に安定した生活を保障するもの」

機能
①生活安定・向上機能
　生活のリスクに対応し、国民生活の安定を実現するもの
②所得再分配機能
　社会全体で、低所得者の生活を支えるもの
③経済安定機能
　経済変動の国民生活への影響を緩和し、経済を安定させる機能

＜出所：「厚生労働白書平成29年版」第1章第1節＞

ⓒ 久保知行 2026

＜自助・共助・公助＞

第３－３－３図　「自助」「共助」「公助」のイメージ図

社会保障制度は、概ね、共助が防貧を、公助が救貧を負担

分類	担い手	対応制度						制度の役割
		年金	医療	介護	雇用	労災	生活保護	
自助	本人	－	－	－	－	－	－	－
共助	公共機関	公的年金	公的医療保険	介護保険	雇用保険	労災保険	－	防貧
公助	公共機関	－	－	－	－	－	生活扶助・医療扶助等	救貧

公的制度による社会保障

（備考）民間保険等が、政府が運営する年金・医療・介護等の社会保険制度を補完する役割を果たしている。

＜出所：内閣府「平成24年度　年次経済財政報告」第３章第３節＞

https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je12/pdf/p03032_1.pdf

ⓒ 久保知行　2026

＜社会保障の分類＞

社会保障制度は、国民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネット。
社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生からなり、人々の生活を生涯にわたって支えるものである。

① 社会保険（年金・医療・介護）

国民が病気、けが、出産、死亡、老齢、障害、失業など生活の困難をもたらすいろいろな事故（保険事故）に遭遇した場合に一定の給付を行い、その生活の安定を図ることを目的とした強制加入の保険制度

- ○病気やけがをした場合に誰もが安心して医療にかかることのできる医療保険
- ○老齢・障害・死亡等に伴う稼働所得の減少を補填し、高齢者、障害者及び遺族の生活を所得面から保障する年金制度
- ○加齢に伴い要介護状態となった者を社会全体で支える介護保険　など

② 社会福祉

障害者、母子家庭など社会生活をする上で様々なハンディキャップを負っている国民が、そのハンディキャップを克服して、安心して社会生活を営めるよう、公的な支援を行う制度

- ○高齢者，障害者等が円滑に社会生活を営むことができるよう、在宅サービス，施設サービスを提供する社会福祉
- ○児童の健全育成や子育てを支援する児童福祉　など

③ 公的扶助

生活に困窮する国民に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助けようとする制度

- ○健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する生活保護制度

④ 保健医療・公衆衛生

国民が健康に生活できるよう様々な事項についての予防、衛生のための制度

- ○医師その他の医療従事者や病院などが提供する医療サービス
- ○疾病予防、健康づくりなどの保健事業
- ○母性の健康を保持、増進するとともに、心身ともに健全な児童の出生と育成を増進するための母子保健
- ○食品や医薬品の安全性を確保する公衆衛生　など

※これらの分類については、昭和25年及び昭和37年の社会保障制度審議会の勧告に沿った分類に基づいている。

＜出所：厚生労働省政策レポート「戦後社会保障制度史」＞

© 久保知行 2026

Ⅱ　少子高齢化の影響

＜高齢化の現状＞　(2025年9月15日:65歳以上3619万人、高齢化率は29.4%)

単位：万人（人口）、％（構成比）

		令和６年10月１日		
		総数	男	女
人口	総人口	12,380	6,023	6,357
			（性比） 94.8	
	65歳以上人口	3,624	1,572	2,053
			（性比） 76.6	
	65～74歳人口	1,547	741	805
			（性比） 92.0	
	75歳以上人口	2,078	830	1,247
			（性比） 66.6	
	75～84歳人口	1,402	612	790
			（性比） 77.4	
	85～94歳人口	603	204	399
			（性比） 51.2	
	95歳以上人口	72	14	58
			（性比） 24.4	
	15～64歳人口	7,373	3,743	3,630
			（性比） 103.1	
	15歳未満人口	1,383	708	675
			（性比） 105.0	
構成比	総人口	100.0	100.0	100.0
	65歳以上人口（高齢化率）	29.3	26.1	32.3
	65～74歳人口	12.5	12.3	12.7
	75歳以上人口	16.8	13.8	19.6
	75～84歳人口	11.3	10.2	12.4
	85～94歳人口	4.9	3.4	6.3
	95歳以上人口	0.6	0.2	0.9
	15～64歳人口	59.6	62.1	57.1
	15歳未満人口	11.2	11.8	10.6

＜出所:『高齢社会白書（令和7年版）』第1章第1節表1－1－1＞
(最新データ:https://www.stat.go.jp/data/topics/pdf/topics146.pdf)

© 久保知行　2026

＜高齢化の推移と将来推計＞

（2070年の日本：9,000万人を割り込む総人口、 2.6人に1人が65歳以上、
約4人に1人が75歳以上、現役世代1.3人で1人の65歳以上の者を支える社会）

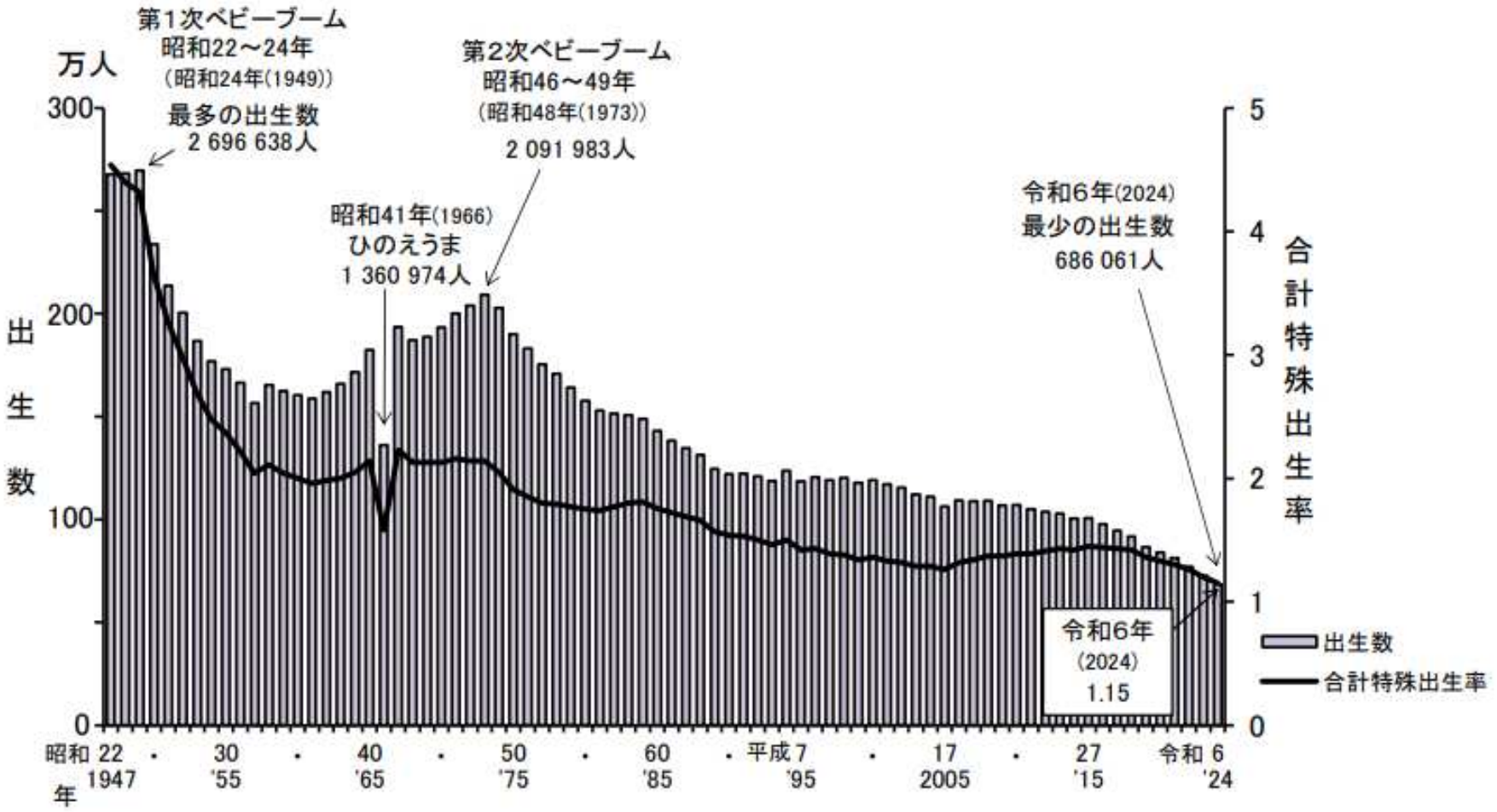


＜出所：『高齢社会白書（令和7年版）』第１章第１節図1－1－2＞

© 久保知行 2026

＜人口の動向の背景：出生率＞

（令和6(2024)年の合計特殊出生率は 1.15 で、前年の 1.20 より低下している）



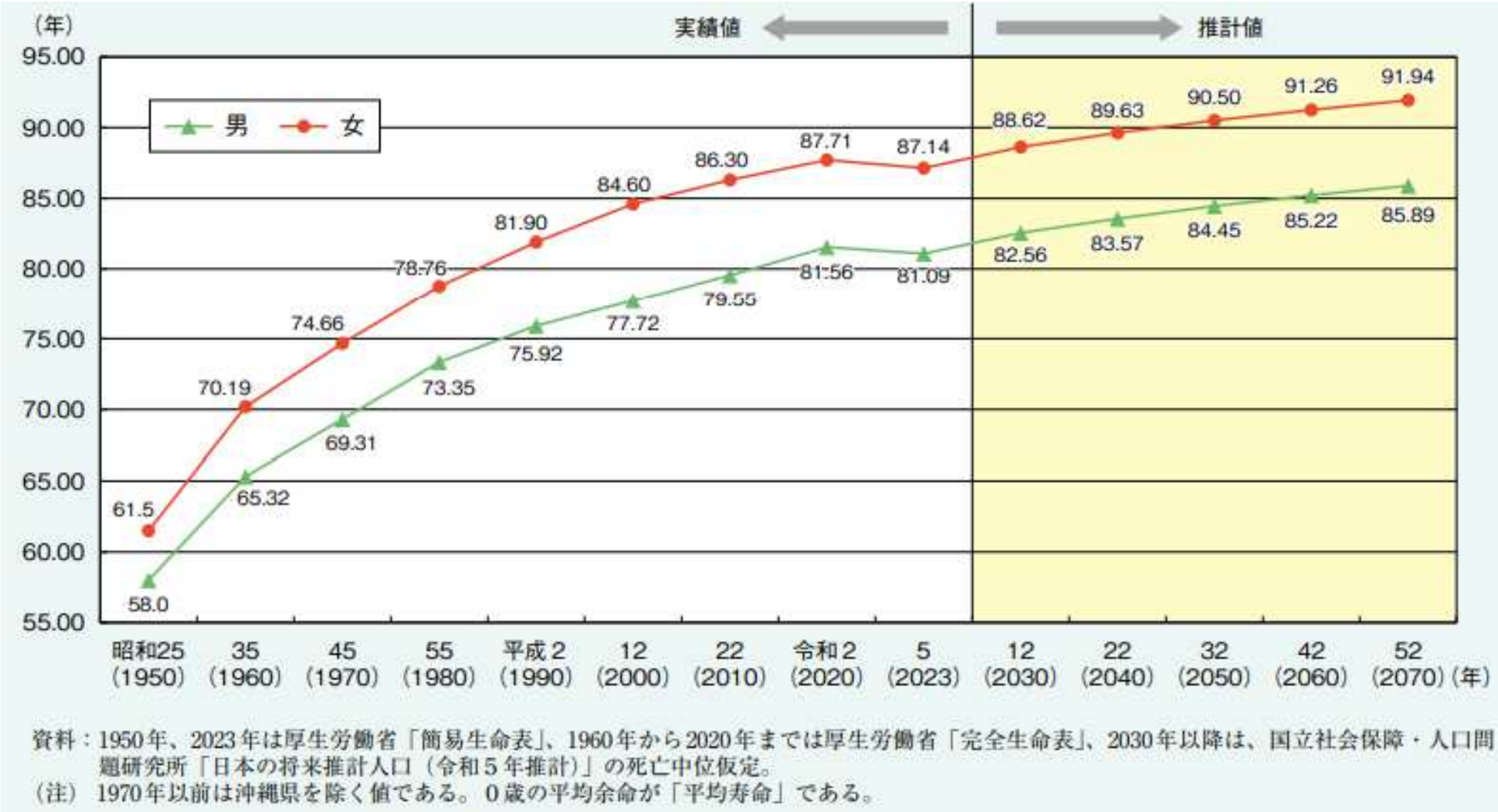
＜出所：厚生労働省「令和6年(2024)人口動態統計月報年計（概数）の概況」図1＞
（https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai24/dl/kekka.pdf）

© 久保知行 2026

＜平均寿命の推移と将来推計＞

教34

（将来の平均寿命（中位推計）は男性 85.89年、女性91.94年）



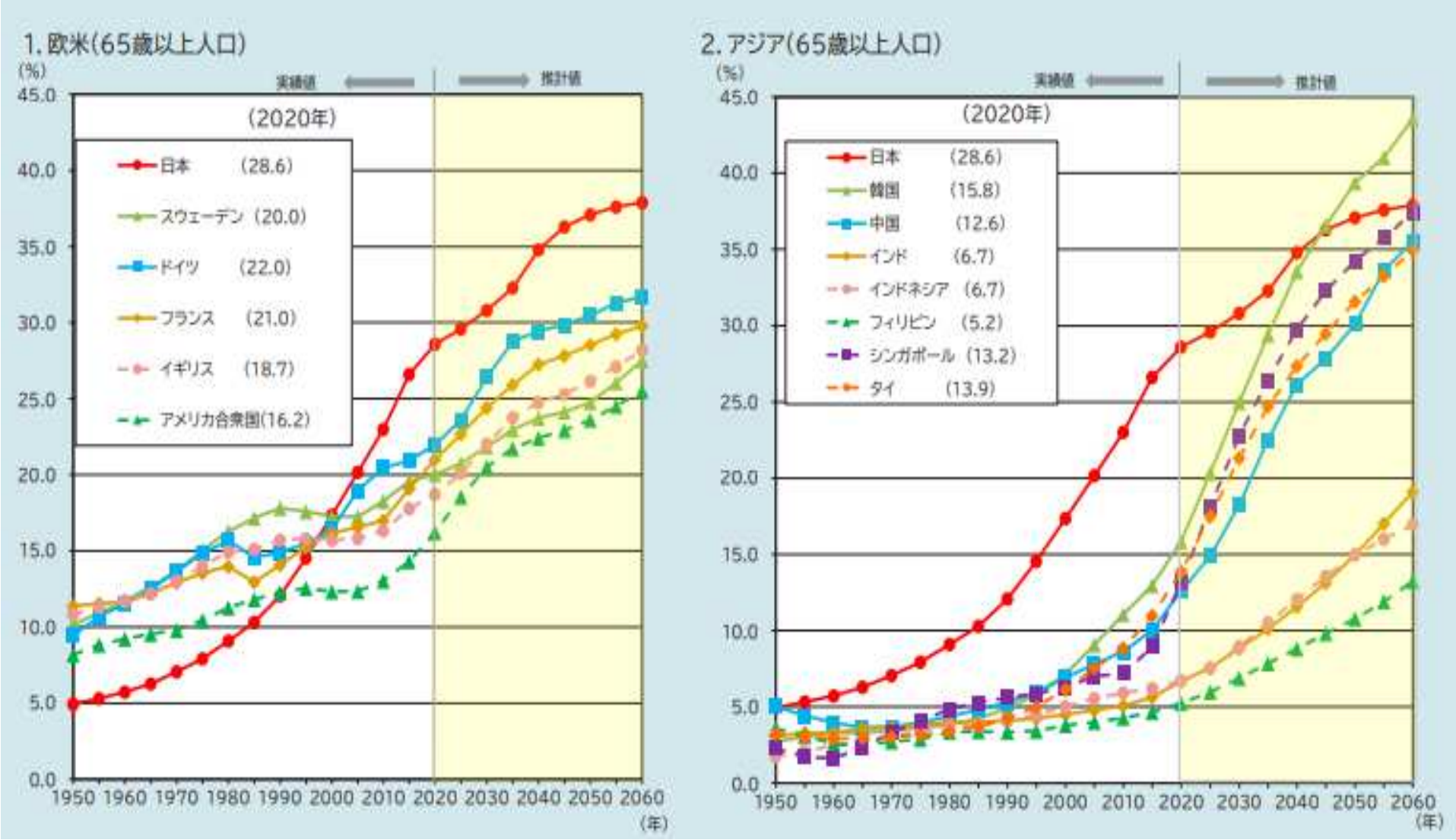
資料：1950年、2023年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2020年までは厚生労働省「完全生命表」、2030年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）」の死亡中位仮定。
（注）1970年以前は沖縄県を除く値である。０歳の平均余命が「平均寿命」である。

＜出所：『高齢社会白書（令和7年版）』第１章第１節図1－1－4＞

© 久保知行 2026

＜世界の高齢化率の推移＞

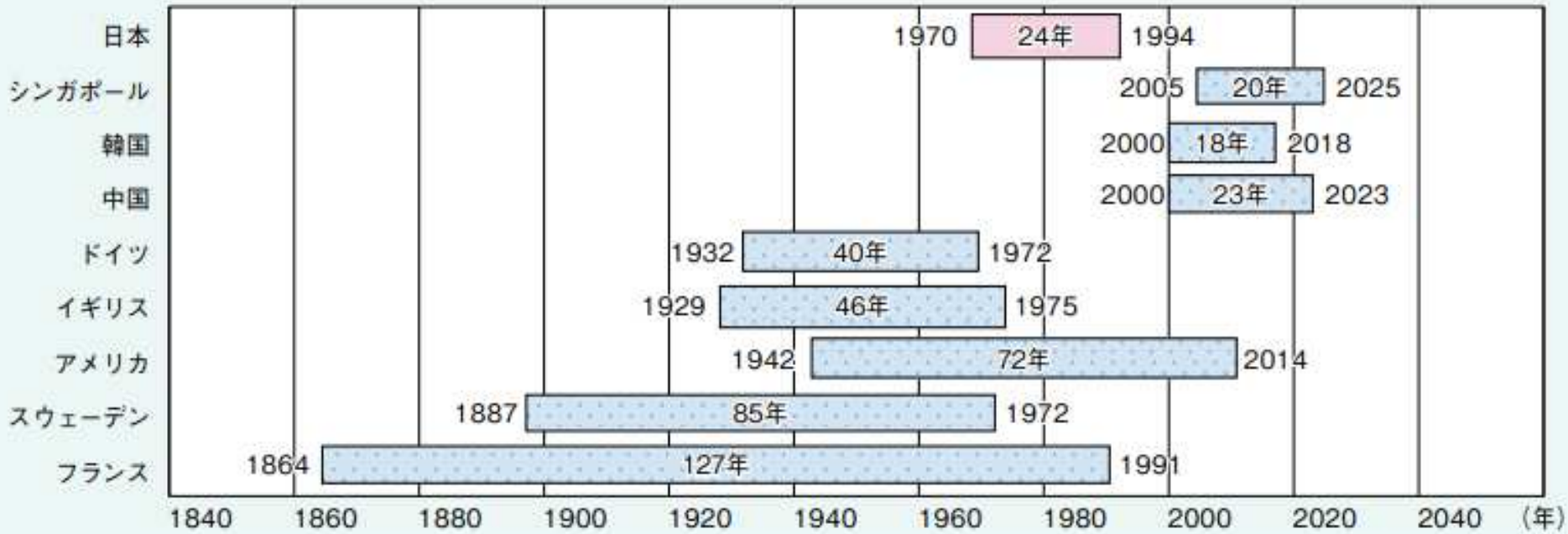
（世界の高齢化は急速に進展、我が国は世界で最も高い高齢化率）



＜出所:『高齢社会白書（令和7年版）』第１章第１節図1－1－6＞

© 久保知行 2026

＜主要国における高齢化率が7%から14%へ要した期間＞



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」(2025)
（注）1950年以前はUN, The Aging of Population and Its Economic and Social Implications (Population Studies, No.26, 1956) および Demographic Yearbook、1950年以降はUN, World Population Prospects: The 2024 Revision（中位推計）による。ただし、日本は総務省統計局『国勢調査報告』および国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』（令和5年推計）による（[出生中位（死亡中位）]推計値）。1950年以前は既知年次のデータを基に補間推計したものによる。

人口に占める高齢者（65歳以上）の割合による区分
高齢化社会＝ 7%を超えている状態
高齢社会 ＝14%を超えている状態
超高齢社会＝21%を超えている状態

＜出所:『高齢社会白書（令和7年版）』第1章第1節図1－1－7＞

© 久保知行 2026

Ⅲ　社会保障の理念・哲学

＜自立と連帯＞

○近現代の社会の人間像は「自立した個人」だが、人間はひとりでは生きていけない

○19世紀には、貧困等の格差問題が深刻になる中で、自由主義と社会主義が激しく対立した

○「連帯」は事実であり、義務でもある＝レオン・ブルジョワによる再構成

○連帯思想は、社会保障の萌芽である福利厚生や共済などの仕組みの発展を促進する媒介になった

○「連帯」の考え方は、多くの国の社会保障に影響を及ぼしている

⇒日本にも大きな影響

○現在の社会保障改革は、自助・共助・公助の好循環を生み出すことを目指している

「自立した個人」を、連帯して支える

＜出所：厚生労働省：平成24年版白書第2章第1節＞

ⓒ 久保知行　2026

＜効率と公正＞

○初期の産業資本主義社会では、市場主義の発達に伴い効率が重視されるようになり、国家の役割は「夜警国家」、「安価な政府」としての役割に限定されていた

○産業資本主義の発展とともに、効率の追求のみでは解決できない問題が発生し、政府による公正の実現の必要性が議論されるようになった

○政府が公正を実現する役割を担う部分は大きくなり、「福祉国家」になっていく）

○産業資本主義社会では、「効率か、公正か」は往々にしてせめぎあってきた

○社会保障には、公正だけでなく、効率にも資する側面がある

○効率と公正の二者択一的議論から脱し、人々が真に幸せになるためには本質的に何が必要かを、具体的かつ全体的に整合性のとれた形で考えていく必要がある

効率と公正の同時実現を追求する時代に

＜出所：厚生労働省：平成24年版白書第2章第2節＞

© 久保知行 2026

＜ロールズ『正義論』(1971年)＞

「無知のヴェール」

人々が、自分の社会的地位、天賦の資質、人生についてどんな目標を持っているのかが分かっていないという状況を仮定

(1)平等な基本的諸自由の保障
すべての人に基本的な自由と権利が、平等に分配されること

(2)公正な機会の均等の保障
職務と地位に関するアクセスがすべての人に公平に開かれていること

(3)格差是正原理
所得や富の「格差」の存在は、社会の最も恵まれない人の状況の改善に最大限資するものであること

＜出所:厚生労働省:平成24年版白書第2章第2節＞

© 久保知行 2026

＜マイケル・サンデル「共同体主義（コミュニタリアニズム）」＞

「成功はコミュニティの恩恵」

自分が成功し、高い所得を得られたのは、偶然その才能を高く評価してくれる社会（時代や環境）に生まれたという「運」の要素が大きい。

×最大多数の最大幸福（功利主義）
×選択の自由の尊重（リバタリアン）
◎美徳の涵養・共通善の判断

社会保障への帰結

恵まれた者が困窮している者を支える（社会保障の財源を負担する）ことは、慈善事業や単なる「義務的な税の徴収」ではなく、自分が属する共同体（社会）から受けた恩義や債務を還元する行為

＜（参照）マイケル・サンデル『これからの正義の話をしよう（JUSTICE）』早川書房2010年（原著2009年）＞

ⓒ 久保知行 2026

（サンデルの懸念：「能力主義（メリトクラシー）」の罠と連帯の解体）

勝者の思い上がりと敗者の自己責任化

成功者は「自分の実力で勝った」と思い込み、落ちこぼれた人に対して「努力が足りなかったのだから自己責任だ」という冷ややかな視線を向けがちになる。
（機会の平等が所得重視の学歴至上主義となるリスク）

社会保障への影響

社会保障制度が「恵まれた者が、怠惰な（とみなされた）弱者に施しを与える制度」へと変質
社会の構成員としての「尊厳」や「市民としての対等さ」が喪失

＜（参照）マイケル・サンデル『実力も運のうち（The Tyranny of Merit）』
早川書房2021年（原著2020年）＞

ⓒ 久保知行 2026

＜武者小路実篤「新しき村」（1918（大正7）年）＞

（現在も存続：https://www.atarashiki-mura.or.jp/）

「共同体主義的なユートピア（理想郷）」の実験」

当時の資本主義社会が抱えていた「過酷な労働」や「階級による不平等」といった歪みを、国家の制度論ではなく、「個人の生き方とコミュニティの変革」によって乗り越えようとしたもの

＜個を活かすために全体がある＞

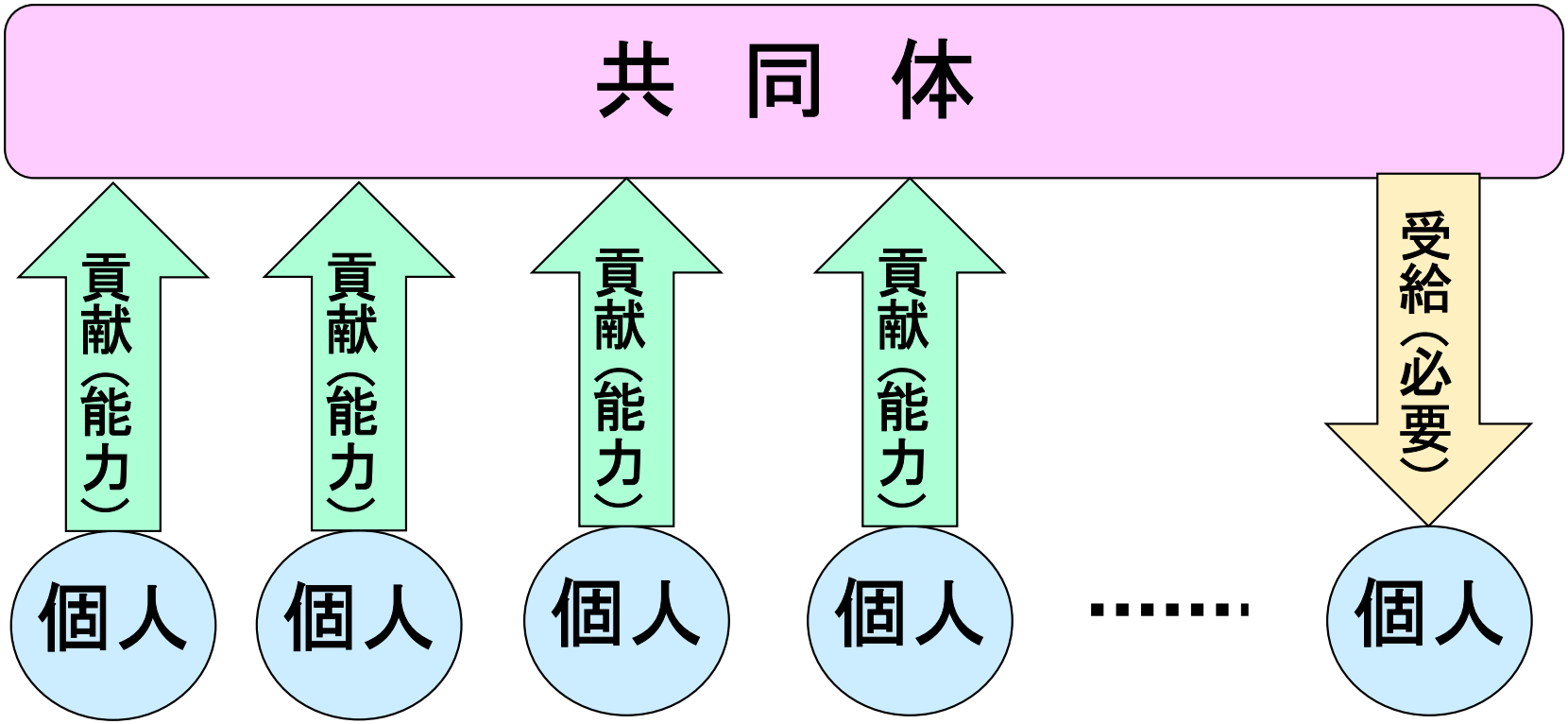
1. 「自己を生かす」ための労働と芸術の融合
 半農半著（芸術）、（過酷な）労働の解放
2. 「階級や私有なき」兄弟のような連帯
 共同所有と共同生活、「正しき人間」の育成
3. 国家や既存の権力に依存しない「超然とした共同体」
 内発的なユートピア（独立した小宇宙のような性格）

＜（参照）武者小路実篤『新しき村の生活』（新潮社1918年）
関川夏央『白樺たちの大正』（文藝春秋2003年）＞

ⓒ 久保知行 2026

＜カール・マルクスの共同体についての考え方＞

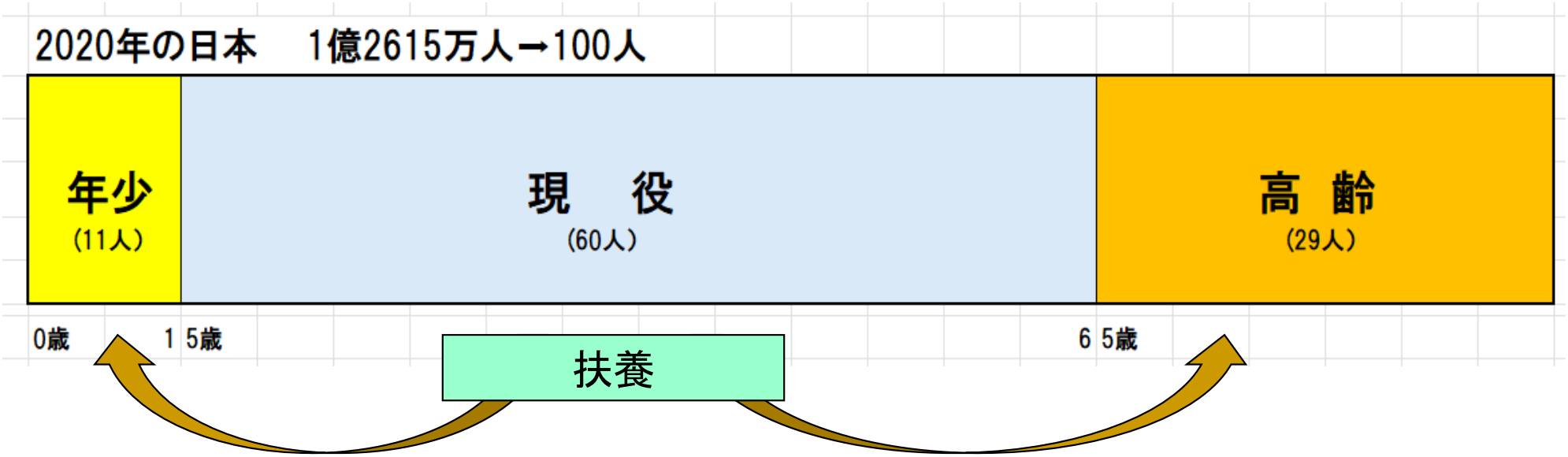
Everyone should contribute to society based on what they are capable of, and receive resources based on what they fundamentally require.
（能力に応じて~~*労働*~~**貢献**し、必要に応じて受給する）



© 久保知行 2026

Ⅳ　思考実験（日本が百人の村だったら）

＜現在の日本の状況＞



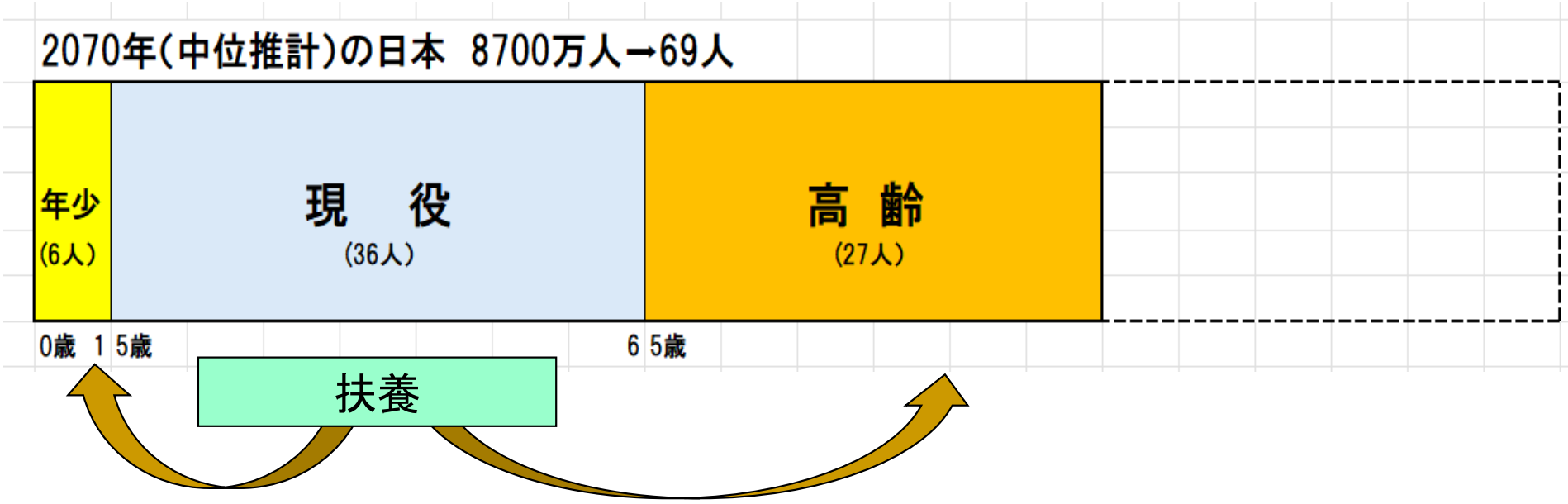
生産人口一人当たりの必要生産額は1.67（＝100／60）人分

（注） 村の生産物は生存に必要な米（のみ）で、それを生産人口が産出と仮定

＜（参照）国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（令和5年推計）』＞
https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023_gaiyou.pdf

© 久保知行 2026

＜将来の日本の状況＞

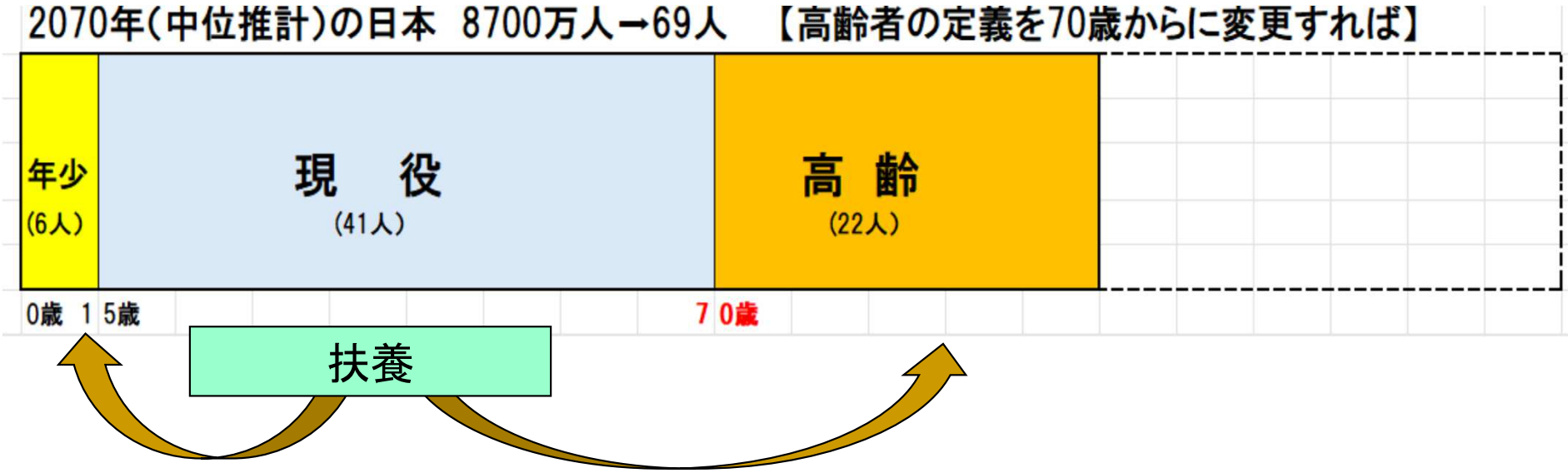


生産人口一人当たりの必要生産額は1.92（＝69／36）人分
AI革命の進展による生産性向上でも可能なのか？

（注） 村の生産物は生存に必要な米のみで、それを生産人口が産出と仮定

© 久保知行　2026

＜高齢者の定義変更の必要性＞



生産人口一人当たりの必要生産額は1.68（＝69／41）人分

年少人口が15歳未満でよいのか
65歳以上の生産性を65歳未満と同一か　など

（注） 村の生産物は生存に必要な米のみで、それを生産人口が産出と仮定

© 久保知行　2026

＜生存権保障の理想と制約条件＞

「生存権保障」が社会保障の中核だが・・・

豊かな社会でなければ、実現は不可能

・戦後の荒廃した日本・・・闇米を拒否して餓死した裁判官

・江戸時代の飢饉での農村・・・水子、姥捨による口減らし

＜高度経済成長による戦後の廃墟からの復興＞

「生活保護制度」は、機能しているか？

所得・資産の審査＋扶養照会

スティグマ（「恥」の刻印）の意識

「Working Poor」の存在

「働かざる者、食うべからず」という社会的風土

＜（参照）久保知行『日本型ベーシック・インカム（基礎的所得）保障の一構想』（2023年）＞

© 久保知行 2026

＜ベーシック・インカムと生活保護の比較＞

ベーシック・インカムの定義
すべての人に、個人単位で、資力調査や労働要件を課さずに無条件で定期的に給付されるお金

生活保護制度の「ベーシック・インカム」要件の充足度

区分	充足度	生活保護制度の充足度
要件1：定期的	○	毎月の給付が原則
要件2：現金給付	△	一部に、現物給付
要件3：個人	×	世帯を原則としている。
要件4：普遍的	×	希望者が申請する必要 収入・資力・扶養の調査
要件5：無条件	×	就労活動への積極的な取り組みが必要

「ベーシック・インカム」の最大の論点は、無条件・全員給付による巨額の財源
一方、その構想のベースにはAI革命による生産性上昇と労働変質がある

＜（参照）久保知行『日本型ベーシック・インカム（基礎的所得）保障の一構想』（2023年）＞

© 久保知行 2026

＜日本型ベーシック・インカム（改定私案）＞



年少：**無申請**で成人に到るまで生活必要費を貸付
成人または死亡により**貸付全額免除**

現役：**申請により無審査**で生活必要費を貸付
翌年以降の所得税の**上乗せ税率で返済**

高齢：**申請により所得・資産審査**で生活必要費を貸付
ボランティア活動等の**Social Creditを返済充当**

「貸付」とする理由：個人財産化➡相続を防ぐ目的＋財源問題への対処

© 久保知行 2026

（社会保障を学ぶ目的）

＜社会保障を学ぶ意義＞

あなたが社会保障を勉強しているのはなぜ？**社会保障論は社会福祉士国家試験の試験科目**だから。たしかにそうだけれど、そのほかには？

社会保障を学んで、さまざまな制度の基本的仕組み・特徴を理解すると、どうしたら福祉をもっとよくできるのかを**考える力が得られる**。

個別の福祉ニーズを見てその人の生活全体を見ないとか、福祉サービスのことは知っているけれど、社会のことを知らないとか。そんなことにならないために、社会保障を学ぶことをとおして**社会全体への視野も広げて欲しい**。

＜出所：椋野美智子・田中耕太郎『はじめての社会保障（第22版）』抜粋＞

© 久保知行 2026

＜（参考）Google Geminiによる論評＞

本資料は、大学の外部講師による講義として、「現状の課題をデータで示し、哲学思想で脳を刺激し、独自のユニークな改革案をぶつけることで、学生に議論を起こさせる」ための動機付け（キャッチーな教材）としては非常に優秀です。最後のp.26で「社会全体への視野を広げて欲しい」と結んでいる点からも、その意図が伺えます。

しかし、学術的な「社会保障論」のテキスト・資料として評するならば、客観性と主観（講師の私案）の境界が曖昧であり、制度本来の骨組み（財政論や現行制度の機能）の解説を軽視して持論の展開に比重を置きすぎているという批判を免れません。この資料をもとに学ぶ際には、提示された「日本型BI私案」を鵜呑みにせず、その財政的実現性や、現行の社会保険方式（支え合い）との整合性をさらに批判的に検証する視点（それこそが社会保障を学ぶ意義）が求められます。

© 久保知行 2026

＜参照資料＞

厚生労働省

社会保障テキスト

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000051472.html）

厚生労働白書

平成24（2012）年版（社会保障を考える）

（https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/12/）

平成29（2017）年版（社会保障と経済成長）

（https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/17/）

政策レポート「戦後社会保障制度史」

（https://www.mhlw.go.jp/seisaku/21.html）

内閣府：令和7年(2025)版高齢社会白書

「令和6年度　高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」

（https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2025/zenbun/07pdf_index.html）

椋野美智子・田中耕太郎『はじめての社会保障（第22版）』（有斐閣アルマ）

久保知行『日本型ベーシック・インカム（基礎的所得）保障の一構想』（2023）＞

（https://www.ne.jp/asahi/kubonenkin/company/07_Kubo.pdf）

© 久保知行　2026